

平成28年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	63	※ 課程 (障害種別)
学校名	福岡県立久留米筑水高等学校	(<input checked="" type="checkbox"/> 全日制)

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

生徒の学習活動・課外活動・生徒会活動等の学校教育活動全体を通じて、学校の内外に関わらずいじめの防止に努めるため、様々な手段を講じていじめに関する情報収集を行う。より実効性の高い取組を実施するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止への対策を点検し、実情に応じて見直し、より実効性の高い取組を目指し、いじめを未然に防いだり、早期発見に努める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- ① 生徒会を中心に全校集会等でいじめ防止の啓発活動を実施する。
- ② 学年・学科集会等で継続的にいじめ防止の啓発を行う。
- ③ 学校行事を通して良好な人間関係つくりを行う。
- ④ 遅刻・欠席（連続・断続）等の出席状況を把握する。
- ⑤ 教育相談委員会において生徒に関する情報の共有化を図る。
- ⑥ PTA 総会や学校便り（筑水通信）を通じて学校での取組を説明する。
- ⑦ 全教職員による校内巡回を適宜行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう職員の意識を高める。又、教師間のコミュニケーションを活発化し、情報の共有化と共通認識を図り生徒の実態把握を円滑にする。さらに家庭との連携を密にして情報収集に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

- 毎月いじめアンケート又は学校生活アンケートを実施し、気になる生徒の把握に努める。
- 相談箱を活用し、情報の収集に活かす。
- 家庭用いじめに関するチェックリストを活用して保護者からの情報を収集する。
- 教育相談委員会を通して、気になる生徒の情報を集約し把握に努める。
- 学級・学習・課外活動における、担当者間の連携を密にし情報を共有する。
- いじめ防止対策委員会への迅速な報告体制を整える。
- ネット上のトラブル防止のため情報機器利用に対するネットパトロール等を隨時実施する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む）

（1）基本的考え方

被害生徒及び情報提供生徒の安全を守る。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。当事者を含めた周辺生徒からの聞き取りによる、客観性のある情報の収集を行い事実の有無の確認を行う。

（3）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

被害者の保護を最優先に寄り添い身体的、精神的支援を行う。

（4）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめの背景等を掌握し、精神的支援を並行しつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その後、いじめに至る原因の分析を行い、教職員全員・保護者の共通理解を図り、再発の防止に努める。

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

人間関係の再構築を目指し、個別指導・集団指導を並行して行う。状況に応じて関係機関との連携を図り、再発防止に努める。

（6）ネット上のいじめへの対応

問題の書き込み等については早急に削除し、情報に関する生徒の意識調査を元に、情報に関する再教育を行う。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

（1）重大事態の発生と調査

いじめの兆候が見られたら、当事者・周辺生徒への聞き取り調査を迅速に行う。

職員は複数で調査し客観性を担保して、早急に情報を得ると共に、教育委員会への連絡をとおして県知事への第1報を入れる。

（2）調査結果の提供及び報告

調査によって明確となった事実関係については、被害生徒・保護者への適切な情報提供を行ふと共に、対応した組織の代表者は、教育委員会への連絡をとおして県知事への速やかな報告を行う。

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と確認を行い、情報の共有を行う。
- いじめであるかどうかの判断を行う。
- 関係生徒への事実関係の聴取と確認。及び、指導や支援体制などの対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- 重大事態に係る事実関係の調査
- 調査結果について関係生徒及び保護者への情報提供
- 重大事態の発生にともなう県教育委員会を通じた知事への報告